(ホ)　北緯三七度〇九分五七秒東経一四二度〇四分五九秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三五度三〇分〇九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内
(ト)　北緯三八度四三分一二秒東経一四三度三八分三六秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(チ)　北緯三八度一八分東経一四三度二九分の地点を中心とする半径二海里の円によって囲まれる区域内
(リ)　北緯三八度一六分東経一四三度四八分の地点を中心とする半径三・二海里の円によって囲まれる区域内
(ヌ)　北緯三八度〇一分一二秒東経一四三度三二分の地点を中心とする半径二・六海里の円によって囲まれる区域内
(ル)　北緯三七度五三分三〇秒東経一四二度四六分三〇秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヲ)　北緯三六度五四分東経一四二度四三分の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内
(ワ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(カ)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
(ヨ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月十四日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

○海上保安庁告示第七十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

区域

(イ)　北緯三一度五八分二六秒東経一三二度二九分四二秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ロ)　北緯三二度二三分東経一三二度二五分〇二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ハ)　北緯三一度五五分五一秒東経一三三度三四分三五秒の地点を中心とする半径一・六海里の円によって囲まれる区域内
(ニ)　北緯三一度二二分〇五秒東経一三三度一三分〇九秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
(ホ)　北緯三一度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三二度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内
(ト)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(チ)　北緯三三度二一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(リ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヌ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ル)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
(ヲ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ワ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
(カ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヨ)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内
(タ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十六年八月二十日から平成二十六年九月四日まで

○北陸地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十二日

北陸地方整備局長　野田　徹

道路の種類　一般国道

路線名　八号及び三百五号

道路の区域

区間

変更前　加賀市加茂町チ五四番一から同市加茂町五七九番まで

変更後　加賀市加茂町チ二七番一から同市加茂町ヲ八五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年六月十二日

○近畿地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十二日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間

変更前　福知山市字野花小字小田前八三八番三地内

変更後　前　一九・〇〇〇メートル～六四・四〇〇キロメートル

後　一二・二〇〇メートル～三一・〇〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十二日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号及び三百五号　加賀市加茂町チ二七番一から同市加茂町ヲ八五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十二日

北陸地方整備局長　野田　徹

道路の種類　一般国道

路線名　八号及び三百五号

道路の区域

区間

変更前　敷地の幅員　延長

変更後別

前　一四・〇〇〇メートル～五八・九〇〇キロメートル

後　四九・四〇〇メートル～五八・九〇〇キロメートル